

ごみの分別について

ごみの分別は、きちんとしようとすればするほど難しいものです。下記の一覧を参考に正しい分別を心がけましょう！

黄色い袋 プラスチック	・  マークのあるプラスチック類を入れてください。 ※  マークがなくても、(例)のように黄色い袋に入れることができるものがあります。 (例)汚れを落としたカップ麺容器、洗剤類の容器、ペットボトルのふた、卵のパック等
赤い袋 不燃ごみ	・ 金属が含まれたものを入れてください。 (例)金具の付いたベルトや鞆、機械の入ったぬいぐるみ、電気カーペット、延長コード、カミソリ、ペンの替え芯、100円ライター、PC用マウス等 ※不燃ごみ(陶器・ガラス・小型家電)は同じ袋に入れて構いませんが、鍋・フライパン・ホチキスの針・針金ハンガー等の金属は、金属だけで赤い不燃ごみ袋に入れてください。 ※針金ハンガー等は分別処理の機械に巻き付き、故障の原因になるので、15cm以内に切断して袋に入れてください。
青い袋 空きびん	・ 油の瓶(料理用、整髪用)などは使い切って出してください。洗っても残る少々の汚れなら出しても構いません。
白い袋 可燃ごみ	・ 生ゴミや紙くず等の他、(例)のように、  マークのないプラスチック製のものを入れることができます。(例)コップ・バケツ・CDケース等 ・ 汚れたプラスチック製品 (例)食用油容器

町では、ごみの分け方・出し方を検索できる「ごみ分別事典」を町ホームページに公開していますので、ご活用ください。



「ごみ分別事典」
<https://www.gomisaku.jp/0081/>



エコナイト
(奥出雲町在住しまね
エコライフサポーターの会)

令和3年度ひきこもり家族教室のご案内

ひきこもりに関する知識や本人さんへの対応の工夫を学ぶ「家族教室」を開催します。ご家族の不安や焦る気持ちを和らげることを目的とした場です。お気軽にご参加ください。

対 象	ひきこもり当事者（中学校卒業後の方）のいるご家族	会 場	雲南合同庁舎5階 501会議室 (雲南市木次町里方531-1)
内 容	講義「ひきこもりの理解のために」	申込み方法	事前申込み制。詳細はお問い合わせください。
開催日時	8月23日(月) 13:30~15:30	締め切り	8月10日(火)

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または日程変更の可能性があります。その場合、申し込み者には事前に連絡します

〇●お申し込み・お問い合わせ●〇

島根県立心と体の相談センター 相談判定課
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
電話:0852-32-5905 Fax:0852-32-5924



個人グループや自治会などの旅行・研修など JR木次線×貸切バス等の利用を まとめて助成します！

【活用コース例】※()内が助成対象
対象経費の1/2 上限10万円
出発地→駅→(列車利用)→(バス)→目的地→(バス)→出発地

沿線4市町でつくる木次線利活用推進協議会では、1グループ5名以上(幼稚園、小・中・高校が利用する場合は人数制限なし)がJR木次線乗車を含む旅行等の移動をした場合のJR運賃(特急料金・奥出雲おろち号などの指定席料金を含む)及び貸切バスなどの運賃に対して1/2(上限10万円)補助します。島根県内を含む中国地方5県内への移動が対象。募集期間は11月末までです。詳しくは、右記までお問い合わせください。

お問い合わせ 木次線利活用推進協議会
(事務局:地域づくり推進課)

ホームページ:<http://kisuki-line.jp> もっとつながる木次線 検索
有線:31-5264 電話:54-2524 FAX:54-0052

障がいのため介護が必要な方等へ手当を支給します

特別児童扶養手当

月額 1級 52,500円
2級 34,970円

20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合(施設入所者を除く)

特別障害者手当

月額 27,350円

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方(施設入所者や病院等に継続して3か月を超えて入院している方を除く)

障害児福祉手当

月額 14,880円

20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方(施設入所者を除く)

■所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■所得状況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。(用紙は8月上旬にお届けします。)

【お問い合わせ】奥出雲町福祉事務所 福祉グループ 有線:31-5386 電話:54-2541

ひとり親家庭を支援します 児童扶養手当制度

～ひとり親家庭等の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援する～

◆手当を受けることができる人(支給要件)

次の要件に該当する児童を養育している父、母または父母に代わって養育している人です。

【年齢】

満18歳に達した年度の3月31日まで

なお、児童が心身に中度以上の障がいのある場合(特別児童扶養手当該当程度)は20歳未満まで。

【状況】児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ①父母が離婚している | ②父または母が死亡している |
| ③父または母が重度の障がいにある | ④父または母の生死が不明である |
| ⑤父または母が子育てを放棄している | ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている |
| ⑦父または母が1年以上拘禁されている | ⑧婚姻によらないで生まれた |
| ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない | |

◆所得制限について

前年の所得が一定額以上あるときは、その年度(11月分から翌年の10月分まで)に手当の一部または全部が支給停止となります。

◆現況届の提出について

支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。

◆手当額(月額)について

区 分	手 当 月 額		
	児童1人	児童2人	児童3人
全 部 支 給	43,160円	53,350円	59,460円
一 部 支 給	43,150～10,180円	53,330円～15,280円	59,430円～18,340円

※第3子以降は6,110円～3,060円の所得に応じた加算となります。

令和3年3月分から 障害年金を受給しているひとり親家庭 に「児童扶養手当」の額と「障害年金の子の加算」部分の額との差額が「児童扶養手当」として支給されるようになりました。

【お問い合わせ】奥出雲町福祉事務所 福祉グループ 有線:31-5386 電話:54-2541